

川新支発第58号
令和6年11月21日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 福田 洋子 様
同 古川 九一 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年10月1日執行の市民生活部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（新郷支所）

新郷支所の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

支所内の備品を精査し、登録漏れのあった備品は備品受払簿に登録し、備品整理票の作成及び貼付を行いました。

財産管理について（新郷支所）

新郷支所の所管する公印の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

直ちに備品受払簿に登録し、備品整理票の作成及び貼付を行いました。
今後は、川口市財産規則に則り、適正な事務の執行に努めて参ります。

